

弁護士推薦委員会規則

(昭和二十四年十二月三日規則第七号)

改正 昭和二十八年 六月二〇日

同 五三年一月一六日

同 六二年 三月一三日

平成一三年一月二〇日

同 二三年 一月二〇日

同 二六年二月一八日

令和 三年 六月一八日

第一条 弁護士推薦委員会(以下「委員会」という。)は、

三十五人の委員をもつて組織する。

第二条 委員会に委員長及び副委員長六人以内を置く。

第三条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、

副委員長が、あらかじめ委員長の定める順序により、委

員長の職務を行う。

第四条 委員会は、委員長が招集する。

第五条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、

可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 1 -

第六条 委員会は、日本弁護士連合会(以下「連合会」と

いう。)が推薦すべき弁護士、弁護士法人、外国法事務

弁護士、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務

弁護士共同法人の選定に関し審議を終えたときは、すみ

やかに、書面をもつてその結果を連合会に報告しなけれ

ばならない。

第七条 委員会の議事については、議事録を作り、出席し
た委員長及び委員二人以上がこれに署名押印して連合会
に保存するものとする。

附 則

この規則は、昭和二十四年十二月三日から施行する。

附 則 (昭和二十八年六月二〇日第二条改正)

この規則は、昭和二十八年六月二十日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月一六日第二条改正)

この規則は、昭和五十三年十二月十六日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月一三日改正)

第六条の改定規定は、理事会の定める日(昭和六十二年
四月一日)から施行する。

附 則 (平成一三年一月二〇日規則第七九号)

弁護士法人創設に係る弁護士法改正に伴う

規則等整備に関する規則 第六条改正)

- 2 -

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年一月二〇日改正）

第二条の改正規定は、平成二十三年一月二十日から施行し、平成二十三年五月一日以後の副委員長の人数について適用する。

附 則（平成二六年一月一八日規則第一六五号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関
する規則 第一条、第六条改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創
設に係る外国弁護士による法律事務の取扱
いに関する特別措置法の一部改正に伴う規
則の整備に関する規則 第六条改正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）